



発行 新潟県  
**号外 1**  
 平成26年12月15日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 1657 道路の区域変更（道路管理課）
- 1658 道路の供用開始（道路管理課）

告示

◎新潟県告示第1657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市新栄町 1 番 2 まで	新	10.2～39.2メートル	238.5メートル
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市水沢町 140 番 17 まで	旧	(A) 8.9～31.2メートル	380.1メートル
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市新栄町 1 番 2 まで		(B) 10.2～39.2メートル	238.5メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中条停車場線
- 2 供用開始の区間  
胎内市新栄町3599番1から同市新栄町1番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月15日